

**静岡県告示第375号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年5月30日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
362号	榛原郡川根本町下長尾字通ボツ 1988 番の 304	令和5年5月30日

=====

**静岡県告示第376号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年5月30日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
島田川根線	島田市川根町身成字原 3198 番の 9 から 島田市川根町身成字原 3188 番の 6 まで	令和5年5月30日

=====

**静岡県告示第377号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年5月30日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大河内森線	周智郡森町三倉字青天森2550番の16から 周智郡森町三倉字大谷2207番の9まで	令和5年5月30日